

福祉の窓

「福祉サービス等のご案内」

「おもいやり駐車場 利用制度」が始まります

福島県では、7月1日から「おもいやり駐車場利用制度」をスタートします。

この制度は、車いす使用者用駐車スペース(車いすマークのある駐車場)の利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の掲示を求めめるものです。

制度の施行に先立ち、6月1日から利用証の申請受付を開始します。

対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者(要支援1以上)、難病患者、妊産婦、けが人で、県が定める交付基準に該当する方(詳しくはお問い合わせください)。

申請方法

申請窓口に設置してある申請書に必要事項を記載のうえ、

確認書類のコピーを添付して申請してください。(申請書は県のホームページからもダウンロードできます。)

確認書類

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、母子健康手帳、診断書(けがの場合)

利用方法

駐車場を利用する際、車内に利用証を掲示します。

利用できる駐車場

おもいやり駐車場利用制度に協力している店舗などの駐車場(「おもいやり駐車場」の表示あり)

申請窓口

▽福島県(県庁保健福祉部高齢福祉課、県北保健福祉事務所保健福祉課)
▽二本松市(福祉課、高齢福祉課、健康増進課、各支所)
市民福祉課、各住民センター

◎問い合わせ:

県庁保健福祉部高齢福祉課
☎024(521)7197
県北保健福祉事務所保健福祉課
☎024(534)4156



▲車いすマーク

視覚障がい者相談会

福島県では、視覚障がい者や中途失明者で日常生活に不便を感じている方、またはその家族の方を対象にした相談会等を開催します。

開催場所

郡山市障害者福祉センター(郡山市香久池)

開催日

6月30日(火)

【午前の部】

午前10時～午後1時

①視覚障がい者相談会

医師による診察および医療の相談・自立支援医療の相談、矯正・遮光・弱視眼鏡等の要否や処方の相談。

②中途失明者に対する相談会

居宅サービス・日常生活用

具等の相談、盲学校の教員による職業教育の相談。

③福祉用具の展示・説明

拡大読書器・ルーペ等・補装具・日常生活用具・情報機器の展示。

【午後の部】

午後1時30分～3時

④手引き歩行講習会

日本盲導犬協会の職員による基本的な手引き歩行の講習。相談会への参加について

障がい者が一人で参加する場合は、付添の方を依頼してください。

①、②については、家族の方のみでも構いません。

③、④については、家族の方や視覚障がい者団体およびボランティアの方も参加できます。

・複数の相談が可能です。

参加申込

福祉用具の展示以外は予約が必要ですので、6月22日(月)まで福祉課に電話等で申し込みください。

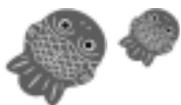
◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

FAX(22)1547

ワクワクする夏、
まるかじり!



ナッツ・ト・ク キャンペーン!!

(平成21年6月1日～平成21年8月31日まで)

期間中、対象商品をご契約された方に、ちょきんぎょグッズをプレゼント!

<対象商品・個人限定>

- 定期貯金 ・証書式定期20万円以上の新規・増額お預入の方。または、総合口座セット定期10万円以上の新規・増額お預入の方。(預入期間1年以上)
- 定期積金 ・満期受取額50万円以上の新規ご契約の方。
- JAカード ・新規お申し込みの方。

くわしくはお近くのJA支店またはMA(マネーアドバイザー)まで...♪



二本松市指定金融機関

JAみちのく安達

肢体不自由者来所相談会

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が次の日程で開催されます。

開催日

6月12日(金)・26日(金)

受付時間

午後1時～3時

会場

県障がい者総合福祉センター(県庁東分庁舎)

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料

無料

申込期限

開催日の7日前

申込方法

事前に電話等で申し込みください。

問い合わせ・申し込み

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所市民福祉課

ご存じですか?

児童手当制度

児童手当は、出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、市(公務員の方は勤務先)への「認定請求書」の提出が必要です。

児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する

る月分まで支給されます。ただし、所得が一定額以上の場合には、所得制限により手当は支給されません。

「手当を受けている方へ」

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当等現況届」を提出しなければなりません。

この届の提出がないと6月以降の手当が受けられなくなります。現在受給されている方には現況届の用紙を送付します。必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して提出してください。

問い合わせ

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

または各支所市民福祉課

高年齢者温泉等保養健康増進事業利用券使用にあたっての注意事項

この利用券は、高齢者の健康増進や閉じこもりの解消を図るためのものです。しかし、残念なことに、利用券を他人に譲渡したり、お土産代に利用したり等、誤った利用をされている方が多く見受けられるようになりました。

この事業が高齢者の皆様に喜ばれるものであるためには、利用される方のモラルが欠かせません。利用の際は、利用券裏面に記載の留意事項を守りご利用ください。ご協力よろしくお願ひします。

なお、要介護1以上の認定者は助成対象外となり、利用券を送付していませんが、外出が可能で交付を希望する場合は、お問い合わせください。

問い合わせ

高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

または各支所市民福祉課

あだち福祉会デイサービス

土曜日・祝祭日も利用できます

あだち福祉会が運営する「安達ヶ原あだちら荘」と「羽山荘」のデイサービスセンターが、今年の4月から土曜日、祝祭日も利用できるようになりました。

問い合わせ

安達ヶ原あだちら荘

☎(22)2500

羽山荘

☎(47)3301

・高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114

「しあわせ金婚夫婦」表彰該当者募集

福島県老人クラブ連合会では、結婚して50年を迎えられるご夫婦の金婚式を祝福するため、お申し込みをいただいた全組を表彰し、賞状と記念品をお送りします。

表彰該当者

昭和34年1月1日から同年12月31日までに結婚されたご夫婦。(ただし、前回までに自己申告漏れですでに金婚を迎えていたご夫婦も対象とします。)

表彰式

市内地域毎に、9月の敬老の日前後の催しの席上において表彰します。

申込方法

老人クラブにご加入の方は所属老人クラブ会長に、未加入の方は二本松福祉センター内市老人クラブ連合会事務局にお申し込みください。

申込期限

6月19日(金)

問い合わせ

市老人クラブ連合会事務局

☎(23)4121

高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1
ほうりん斎場TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377

東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15

大山斎場 大玉村大山字玉貫19

福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

ほうりん鳳麟